

令和2年（2020年）11月（第17回）教育委員会会議

1 開催日時

令和2年11月18日（水）18：00～

2 開催場所

宇部市港町庁舎 3階会議室

3 議 題

- ・ 議案第48号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件
- ・ 議案第49号 工事請負契約締結の件
（神原中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）
- ・ 議案第50号 物品購入の件（GIGAスクール用端末機器一式）

- ・ その他の事項
寄付の報告について

学校給食費の公会計化に伴う学校給食費の管理に関する条例制定について

学校給食課

1 学校給食費の公会計化について

学校給食費は現在、学校が徴収し管理をしているが、令和4年4月から、すべての市立小中学校の給食費を市が徴収し、市の歳入・歳出として一括管理する公会計制度に移行する。

2 公会計化の目的

- ① 教員の業務負担の軽減
- ② 保護者の利便性の向上
- ③ 徴収管理業務の効率化
- ④ 安定した学校給食の提供

3 公会計化までのスケジュール

令和2年度 学校給食費の管理に関する条例の制定（12月議会）
学校給食費徴収システムの導入

令和3年度 保護者への周知
振替口座等の申請書の提出（保護者→学校→学校給食課）
口座情報のシステム入力等、開始に向けた準備

令和4年度 4月 公会計制度開始

4 条例について

（1）名称

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

（2）施行日

令和4年4月1日

※制定から施行までは、公会計化のための準備期間

（3）条例（案）

別紙のとおり

（4）条例において定めるもの

学校給食費の額

学校給食費を徴収する相手

学校給食費の納付（納付月、納付金額、納付期限）

督促の実施

遅延損害金の徴収

学校給食費の減免 他

議案第 号

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

令和二年十二月 日提出

宇部市長

宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校給食 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する学校給食をいう。

二 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、法第十一条第一項に規定する経費その他の市が負担する経費以外の経費をいう。

三 小学校 宇部市立小学校設置条例（昭和三十九年条例第五十一号）第二条に規定する小学校をいう。

四 中学校 宇部市立中学校設置条例（昭和三十九年条例第五十二号）第二条に規定する中学校をいう。

五 保護者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。

(学校給食の実施)

第三条 市は、小学校及び中学校において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の額)

第四条 学校給食費の額は、市規則で定める額とする。

(学校給食費の徴収)

第五条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者その他学校給食を受ける

者（以下「学校給食費負担者」という。）から、学校給食費を徴収する。

（学校給食費の納付）

第六条 学校給食費負担者は、市規則で定める日（以下「納付期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。

（督促）

第七条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

（遅延損害金）

第八条 市長は、学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しない場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条及び第四百九条第一項の規定に基づき、当該納付期限の翌日から当該学校給食費を完納する日までの期間の日数に応じ、当該学校給食費の額について法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金の額を当該学校給食費の額に加算して徴収するものとする。ただし、当該遅延損害金の額が百円未満である場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の遅延損害金を減免することができる。

（学校給食費の減免）

第九条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費を減免することができる。

一 学校給食を受ける者が病気、事故その他の理由により、連続する五日以上の期間にわたり学校を欠席し、学校給食を受けない旨を当該期間の初日の二日前までに申し出たとき。

二 学校給食を受ける者が食物アレルギー等の理由により飲用の牛乳を受けることができないとき。

三 災害等により学校給食費負担者が学校給食費を納付する資力を失ったとき。

四 その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、市規則で定めるところにより、当該申請者に通知しなければならない。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規

則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

「説明」

学校給食費の公会計化に伴い、小学校及び中学校における学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を整備するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

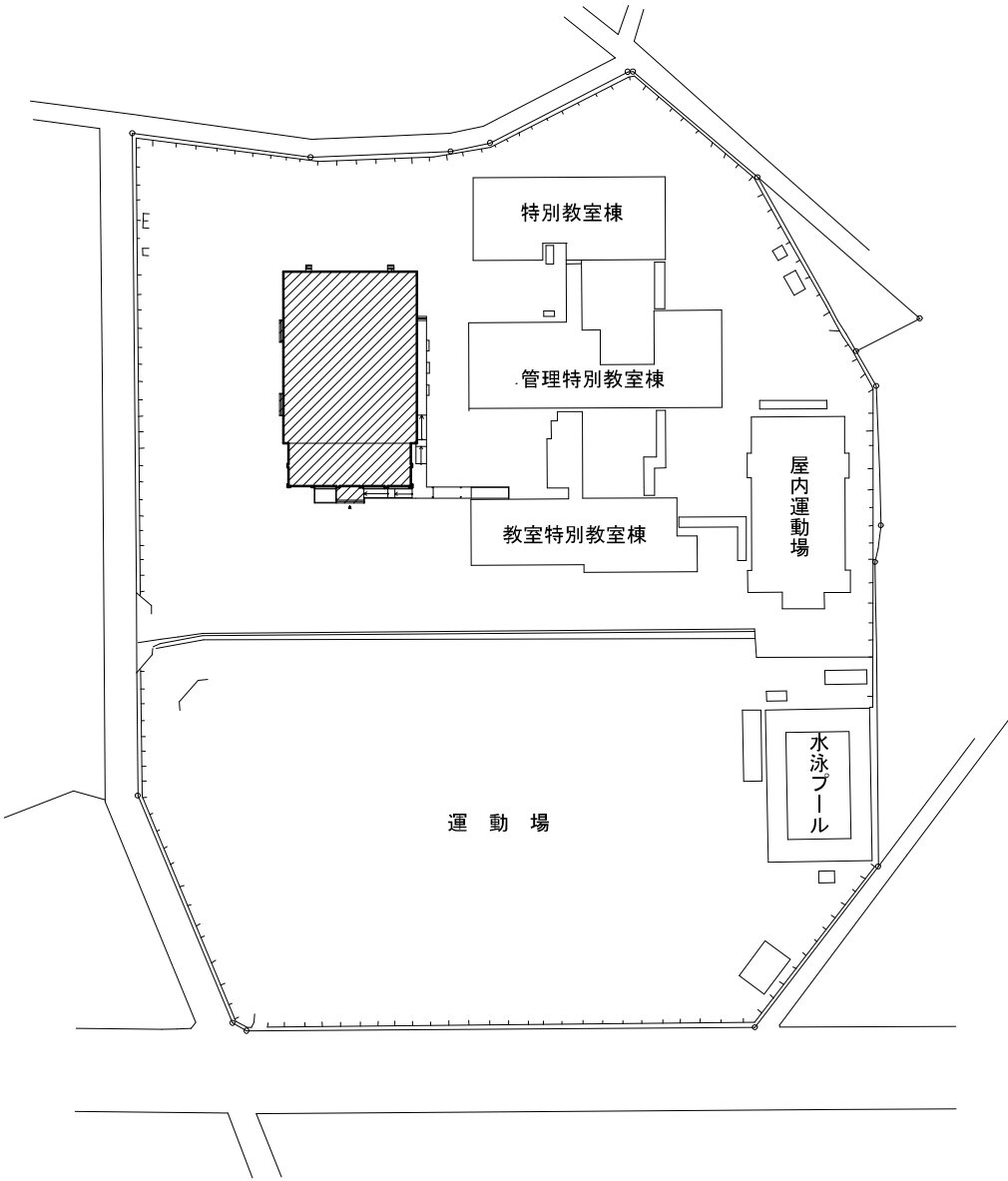
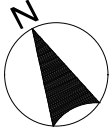
令和2年12月 日提出

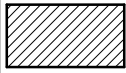
宇部市長

記

- 1 工 事 名 神原中学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市東梶返四丁目8番1号
- 3 請 負 金 額 一金 368,940,000円也
（うち消費税額及び地方消費税額 33,540,000円）
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
延べ面積 1,137.97㎡
- 6 契 約 の 相 手 方 早川・今田共同企業体
代表者 宇部市北琴芝二丁目9番3号
株式会社早川組
代表取締役 伊 藤 富 士 樹
宇部市助田町1番37号
株式会社今田工務店
代表取締役 今 田 忍 武

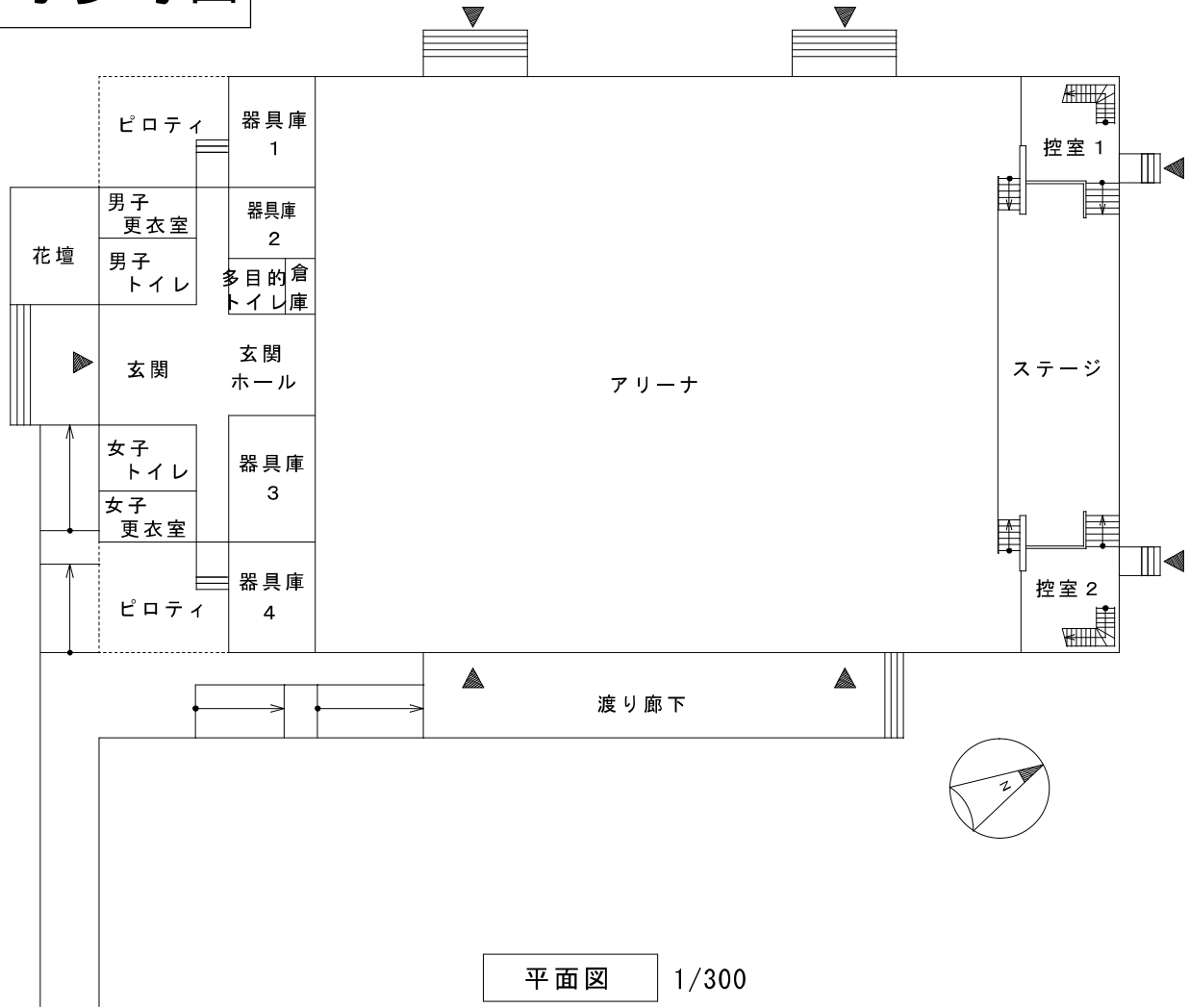
議案第 号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図
S=1:1,500

議案第 号参考図



平面図

1/300

議案第 号

物 品 購 入 の 件

下記のとおり物品を購入することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年12月 日提出

宇部市長

記

- 1 購入の目的 国のGIGAスクール構想に基づき、児童用パソコン端末を整備し、ICT教育の推進を図る。
- 2 購入物品名 GIGAスクール用端末機器一式
- 3 購入金額 一金 36,487,440 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 3,317,040 円)
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 購入物品の規格 i P a d 端末 (第8世代) 813台
- 6 購入の相手方 宇部市鍋倉町6番27号
富士ゼロックス山口株式会社宇部支店
支店長 兼 益 壮 太 郎

寄 附 (10月分)

令和2年11月18日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和2年10月6日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算102回目)
令和2年10月7日	宇部商工会議所女性会 会長 河野 幸恵	30,000 円	小・中学校教育資金 として
令和2年10月1日	炬ばた炎月 代表 品川 雅幸 肉酒場 肉僧 代表 中村 勇士 山口の肴 中村屋 代表 中村 信治	布マスク 300枚	小中学校の新型コロナウイルス 感染症対策として
令和2年10月15日	レノファ山口 村田和哉・ 村田和哉選手後援会 人生最幸	消毒液432L スプレーボトル 120個	小学校の新型コロナウイルス 感染症対策として
令和2年10月15日	株式会社山口銀行 東新川支店 支店長 井上 利治 寄附型私募債発行企業 中国産建株式会社	200,000 円	小学校図書購入資金として